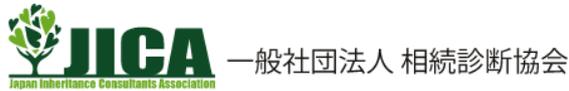


2014年6月1日
一般社団法人 相続診断協会

PRESS RELEASE

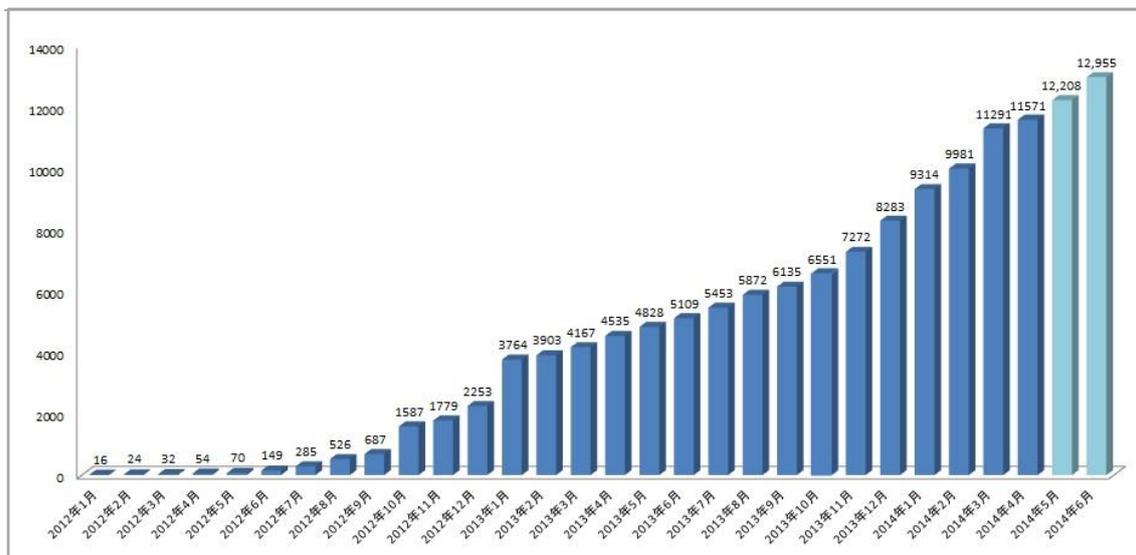


平成 27 年 1 月 1 日施行の相続税制改正に備え資格者が急増！
笑顔相続への道先案内人を担う「相続診断士」の資格者が
1 万 2 千人を突破しました！

一般社団法人 相続診断協会(所在地：東京都中央区、代表理事：小川 実)は、「相続診断士 (R)」の資格試験を 2011 年 12 月から開始し、この度、資格者が 12,000 人を超えました。

お客様の生涯に関する相談を受ける生命保険業界から受験者が広がり、近年では、相続税改正に備え、不安になるオーナーが増える事を見越している不動産業界の会社が企業として受験を推進して下さっており、益々増加しています。

受験者割合については生命保険関連の方が資格者全体の約 60%となり、その他金融関係、不動産関係等の方が約 30%となります。



相続診断士 合格者数 (2012年1月～2014年6月) ※見込含む

【「相続診断士」とは】

相続は、民法や相続税法などの正しい知識がないため、生前の準備を怠り、その結果、亡くなった後、身内が揉めたり、多額の相続税で苦勞をすること多くがあります。

生前に「弁護士」「税理士」「司法書士」などの専門家に相談すればよいのですが、親切で相続に詳しい「専門家」に出会うことは容易ではありません。

「相続診断士」は、特に相続に重要な「民法・相続税法」など法律の正しい理解と、「正しい遺言書の書き方」「エンディングノートの普及と書き方の指導」等々の周辺知識など多岐にわたる知識を習得、研鑽を続け相続に関する多岐にわたる問題を理解し、一般の方への啓蒙活動を行います。

そして、将来相続で困りそうな方と親切で相続に詳しい「専門家」をつなぐ『笑顔相続の道先案内人』として社会的な役割を担います。

今後も相続診断協会は、「相続診断士」を広く社会に普及させ、相続に関する問題意識の啓蒙を通じて、紛争の芽を摘み、相続関連の係争の撲滅に努めて参ります。

【試験の実施方法】

CBT 方式による個別受験または団体受験

CBT 方式とは？

Computer Based Testing の略称でコンピュータ試験による全国会場型随時試験です。全国 130 ケ所以上の会場で、お好きな場所、お好きな時間に随時試験を受けることができます。

試験会場	全国 130 ケ所以上を予定（順次増設予定）
申込方法	受験者の方がインターネット経由にて直接申し込み
受験料の支払い	クレジットカード・コンビニ払い/Pay-easy（ペイジー）
当日の持ち物	写真付き身分証明書 もしくは本人確認書類
試験時間	60 分
試験形式・問題数	コンピュータによる○×、三肢択一、穴埋め方式、合計 60 問
合格基準	70 点
受験料	37,800 円（税込） 基本テキスト・テキスト 3 時間講義 DVD・受験料・資格認定料 含む
年会費	なし
更新料	16,200 円（2 年・税込）

団体受験は受験希望者様 10 名以上で団体受験可能となります。

詳細は本部事務局（03-6661-9593）までお問合せ下さい。

【会社概要】

名称 : 一般社団法人 相続診断協会 (<http://www.souzokushindan.com>)

代表者 : 代表理事 小川 実

所在地 : 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 2-13-9-7 階

設立 : 2011 年 12 月

事業内容 : 相続診断士検定試験の実施及び資格の付与、相続診断士を育成するための研究会の企画及び実施、相続に関する税務、法務その他の各種セミナーの企画及び実施、弁護士、司法書士、税理士、行政書士その他相続手続に関与する専門家の紹介 等

＜本件に関するお問合せ先＞

一般社団法人 相続診断協会 広報担当 : 山本、斎藤

TEL.03-6661-9593 FAX.03-6661-1196